

事 務 連 絡

平成22年2月8日

各都道府県財政課
各都道府県市町村担当課
各都道府県企業庁
東京都区政課
各指定都市財政課
各指定都市公営企業担当課
関係一部事務組合財政担当課

御中

総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業会計制度改革に当たっての意見等調査について（照会）

総務省では、地方公営企業会計制度等の改正に向けた検討を行うため、平成21年6月に地方公営企業会計制度等研究会を設置し検討を進めてきました。

平成21年12月24日に、これまでの研究会における議論を踏まえ、研究会において、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」がまとめられましたので、実際に地方公営企業会計を運用されている地方公共団体の皆様に、報告書に沿った制度の見直しをする場合の留意点、内容をより具体化すべき事項等について意見等をお伺いするとともに、地方公営企業会計システムに関する調査を行うこととしました。

つきましては、御多忙のところお手数をお掛けしますが、別添の「地方公営企業会計制度改革に当たっての意見等調査」、「地方公営企業会計システムに関する調査」について、回答用紙に記入の上、平成22年2月25日（木）までに、下記担当まで電子メールで提出いただくようお願いします。

また、都道府県市町村担当課にあつては、貴都道府県内の市町村分、一部事務組合等分についてとりまとめの上、回答いただくようお願いします。（都道府県が加入する一部事務組合には直接照会を行っています。）

なお、本調査は地方公営企業会計制度に関するものではありませんが、各団体におかれては、公営企業部局と一般会計における財政担当部局との間で十分連携の上、御回答いただくよう、よろしくお願いします。

※ これまでの研究会の開催状況や配付資料等については、総務省ホームページに掲載していますので、御参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kouki_kaikei/index.html)

※ いただいた回答については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示の請求があった場合には、開示の対象となることを、あらかじめ申し添えます。

【担当】

総務省自治財政局公営企業課

吉村、伊丹、山本

TEL: 03-5253-5635

E-mail: y.itami @soumu.go.jp

地方公営企業会計制度改革に当たっての意見等調査①

以下の質問について、会計単位で回答を回答用紙①に記入してください。
本調査は法適用事業（財務規程のみ適用している事業を含む。）を対象としますが、※を付した質問については、法非適用事業についても回答をお願いします。（問 25～問 28）

借入資本金

問 1 借入資本金として計上している企業債等を負債に計上する際に一般会計負担見込額を注記することに関連して、当該注記を行う際の実務上の課題（手続き、記載内容等）として考えられるものがあれば、具体的に記述してください。

補助金等により取得した固定資産の償却制度等

問 2 長期前受金として計上する補助金等については、地方公営企業等会計制度研究会報告書（以下、「報告書」という。）において「償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等」とされているが、該当又は非該当で判断が困難な補助金等があれば、その名称、内容等を具体的に記述してください。

引当金

問 3 報告書においては、「退職給付引当金の引当てを義務化」とされているが、貴事業において、今後退職給付引当金を計上するに当たって、その算定方法は以下のどの方法を考えているか、該当する番号を記入してください。
なお、③の場合はその具体的な方法を記述してください。

- ①原則法
- ②簡便法（期末要支給額）
- ③その他（具体的な方法を記入）

問 4 報告書においては、「一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける」とされているが、貴事業において、退職給付に係る一般会計との負担区分は以下のどの方法を考えているか、該当する番号を記入してください。なお、④の場合は、その具体的な負担区分を記述してください。

- ①退職会計で全額負担
- ②在職年数に応じて各会計が負担
- ③退職会計にかかわらず一般会計で全額負担
- ④その他（具体的な負担区分を記入）

問 5 一般会計との負担区分を明示した上で退職給引当金を引当てることについて、実務上の課題として考えられるものがあれば、具体的に記述してください。

問 6 報告書においては、「退職手当組合に負担金を支払っている場合でも、退職給付引当金を計上するべきである」とされているが、この点について実務上の課題として考えられるものがあれば、具体的に記述してください。

繰延資産

問 7 報告書においては、「新たな繰延資産への計上を認めない。ただし、事業法において繰延資産への計上を認められているものについては、引き続き繰延資産への計上を認めることとする」とされているが、貴事業において、事業法において認められており、現在繰延資産に計上しているものがあれば、その項目と根拠法令・根拠条文を記述してください。

（例：鉄道事業法の災害損失、熱量変更に伴うガス器具交換等に要する経費など）

たな卸資産の価額

問 8 報告書においては、「事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合には、時価評価を行わないことができる」とされているが、該当又は非該当で判断が困難なたな卸資産があれば、具体的に記述してください。

減損会計

問 9 報告書においては、「公営企業型地方独法における減損会計と同様の減損会計を導入することとする」とされているが、公営企業型地方独法の方式とは別に、公営企業独自の方法を導入する必要があると考える場合には、その理由及び妥当と考える方法について、具体的に記述してください。

問 10 複数のセグメントを持つ企業では、セグメント間の財政調整を行った上で、減損処理を行うことが考えられる。具体的な処理の案として、以下のような方法を検討しているが、実務上の課題として考えられるものがあれば、具体的に記述してください。

（具体的な処理の案）

複数のセグメントを持つ企業では、個々のセグメント単位では損益又は

キャッシュ・フローにプラス・マイナスが発生するものの、法人全体では均衡するように所要の繰出金等が措置されることが想定される。

この場合、損益又はキャッシュ・フローがマイナスであるセグメントの運営に必要な経費は、損益又はキャッシュ・フローがプラスである他のセグメントの収入と、当該企業全体に対して措置される繰出金等によってカバーするように、セグメント間の財政調整を行うことが想定され、減損会計の導入に際しては、この財政調整の状況を勘案する必要がある。

このため、セグメント毎の損益・キャッシュ・フローの計画を策定し、計画と実際の運営実績を比較し、想定されているマイナスの範囲内では、当該企業全体で当該マイナスをカバーするだけの収益又はキャッシュ・インフローがあるものと考えて、減損の兆候の把握や減損を認識するかどうかの判定、減損損失の測定を行うこととする。

(例) 当初の計画の例

	計画
企業全体	0
固定資産 A	-10
固定資産 B	5
固定資産 C	3
補助金等	2

リース取引に係る会計基準

問 11 リース会計の導入に係る予算処理について、以下のとおりを行うことを検討しているが、実務上の課題として考えられるものがあれば、具体的に記述してください。

①通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理するリース取引を行う場合には、当該リース物件に係る資産・債務が貸借対照表に計上されることを踏まえ、

- ・ 4 条予算では、当該年度の支払リース料（※）のうちリース債務の元本返済額部分を支出として計上する
- ・ 併せて 3 条予算では、当該年度の支払リース料に係る利息相当額部分に加えて、リース資産の減価償却額を計上する

②通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理するリース取引を行う場合には、

- ・ 3 条予算において、支払リース料全体を支出に計上する

（※）支払リース料＝リース債務の元本返済額部分＋利息相当額部分

セグメント情報の開示

問 12 報告書においては、「法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の経費に係る事業について、損益計算書で区分していない場合は、必要に応じ、セグメント情報として開示するものとする」とされているが、以下の項目について回答してください。なお、貴事業において法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の経費がない事業については、回答の必要はありません。

- ①貴事業において、当該経費を現に損益計算書で区分しているか。
- ②損益計算書で区分していない場合には、セグメント情報として開示することが適当と考えるか否か。
- ③セグメント情報として開示することが適当でないとする場合は、その理由を記述してください。

問 13 開示すべきセグメント情報について、報告書においては、「原則として、セグメントの概要、事業収益、事業損益、資産、負債、その他の項目（他会計繰入金、減価償却費、特別利益、特別損失、有形固定資産及び無形固定資産の増加額等）を開示項目とする」とされているが、議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、開示すべきセグメント情報として、さらに追加すべきと考える項目があれば、記述してください。

キャッシュ・フロー計算書

問 14 報告書においては、地方公営企業におけるキャッシュ・フロー計算書の様式として、資料 2（※報告書の資料番号）が示されているが、この様式について、実務上の課題又は改良すべき点があれば、具体的に記述してください。

問 15 キャッシュ・フロー計算書における資金の定義について、報告書においては、「貸借対照表における「現金・預金」と同定義とする」とされているが、このことについて実務上の課題として考えられるものがあれば、記述してください。

問 16 報告書においては、「法第 31 条に基づく経理状況の報告に係る様式等については、各地方公営企業・地方公共団体の裁量とする」とされており、これに基づき地方公営企業法施行規則別表のうち第 19 号（試算表）及び第 20 号（資金予算表）を削除することを検討しているが、このことについて意見があれば、記述してください。

勘定科目等の見直し

問 17 現行の地方公営企業法施行規則別表第一号（第二条の二関係）について、追加もしくは削除すべきと考える勘定科目があれば、記述してください。

※今回の会計制度の見直しに伴い追加又は削除される勘定科目（以下の例を参照のこと）を除く。

例）追加 … 長期前受金（仮称）、賞与引当金、リース資産

削除 … 借入資本金

問 18 報告書においては、地方公営企業における貸借対照表の様式として、資料 1（※報告書の資料番号）が示されているが、このうち、①「4 固定負債（2）一般会計等借入金」及び「5 流動負債（3）1 年以内返済予定一般会計等借入金」、②「繰延収益（1）長期前受金」及び「繰延収益（2）建設仮勘定長期前受金」、③「7 資本金（1）資本金」について、現存する一般会計等借入金、補助金等及び資本金をこのような項に改めて区分して計上できるか否かを回答してください。また、区分できないと考えられる場合には、その理由を記述してください。

問 19 企業債は、固定負債として「建設改良費」・「準建設改良費」・「その他」に区分して計上することとなるが、区分経理を行う上で、実務的な問題点があれば、その内容を記入してください。

問 20 貴事業において、現在、貸借対照表、損益計算書等に注記している事項があれば、記述してください。

移行期間等

問 21 報告書においては、今回の会計基準の見直しに当たって、「2～3 年程度の移行期間を設ける」としているが、別添のスケジュール案（2 年/3 年）で、それぞれ実務上の課題として考えられるものがあれば、記述してください。また、移行上の負担が特に大きいと考えられる項目があれば、記述してください。

健全化判断比率等に関する措置

問 22 健全化法に規定する資金不足比率及び地方財政法の規定による資金不足の割合の算定について、報告書においては、「必要な調整を行う」とこととされているが、以下の事項以外に算定上考慮すべき事項があれば、記述してください。

＜会計基準見直しに伴い必要となる調整＞

- ・ 企業債及び長期借入金のうち翌年度に償還期限が到来するものの額を「資金の不足額」の算定上流動負債の額から控除すること

＜会計基準見直しの円滑な実施のために当面行う調整＞

- ・ 賞与引当金及び退職給付引当金（流動負債分）の額を「資金の不足額」の算定上流動負債の額から控除すること

資本制度

問 23 減資規定の創設に関連して、公営企業の減資を行う具体的な予定があれば、その概要（経緯、減資で対応する理由及び実施予定時期）を記述してください。

問 24 資本制度の改正に関連して、今後、資本造成の考え方を条例に規定する場合には、想定される規定の概要（例：改正前の令 25 条に規定する自己資本造成など）を記述してください。

財務適用範囲等の拡大等

※問 25 法非適用事業に新たに財務規定等を適用するに当たって、特に事務負担・財政負担が大きいと考えられる事項があれば、記述してください。

（例：新システム導入、資産評価）

※問 26 報告書においては、「事業規模が小さい地方公営企業においては、…例外的に財務適用を行わないことも可能とすることも検討すべき」とされていることに関連して、「事業規模が小さい地方公営企業」をどのような基準で区分することが適当であるかについて考えがあれば、記述してください。

（例：歳入歳出総額が〇億円未満のもの、給水人口が〇千人未満、職員数が〇人未満）

※問 27 法非適用事業に財務規定等の適用と併せて地方公営企業法の規定の全部を適用することについて、貴事業において困難又は不適用であると考えられる場合には、その理由を記述してください。

※問 28 資産評価に係る事務負担を軽減するための「総合償却」等の簡便法に関連して、貴事業に総合償却を導入することが考えられる場合には、想定される総合償却の方法を記述してください（資産の括り方等）。

※ 総合償却については、地方公営企業会計制度等研究会において、資産価額の実態に大きく乖離しない場合には有効な手段であるとの議論がなされている。

その他の検討事項

問 29 報告書において、「経営の基本に関する事項として、条例に、料金設定及び更新財源の確保に関する方針を規定することを検討すること」とされていることに関連して、条例にそのような規定を設けることについて、実務上の課題として考えられるものがあれば、記述いただきたい。

問 30 2 以上の事業を通じて 1 の特別会計を設けることに関連して、貴団体の経営する事業のうち、適当であると考えられる事業の組合せがあれば、該

当する事業の組合せについて記述してください。

(別添)

< 2年で移行する場合のスケジュール (イメージ) >

	移行業務		
	政令改正・財政措置	システム	研修等
22 年度	・ 政省令改正案の提示 ・ システム導入経費の補正予算計上	・ 新システムの検討 ・ 新システムの発注	・ 職員研修
23 年度	・ 新会計基準による予算編成	・ 新システム導入	・ 関係条例の制定
24 年度	・ 新会計基準による事業年度開始		

< 3年で移行する場合のスケジュール (イメージ) >

	移行業務		
	政令改正・財政措置	システム	研修等
22 年度	・ 政省令改正案の提示 ・ システム導入経費の当初予算計上	・ 新システムの検討	
23 年度		・ 新システムの発注	・ 職員研修
24 年度	・ 新会計基準による予算編成	・ 新システム導入	・ 関係条例の制定
25 年度	・ 新会計基準による事業年度開始		

※ 回答は別紙回答用紙②へ

《調査表②》

地方公営企業会計制度改革に当たっての意見等調査②

別添の「地方公営企業会計制度等研究会報告書」に関し、それぞれの検討項目ごとに、次の内容を回答用紙②に記入してください。

- ・ 制度の見直しにあたり、検討の必要がある事項
- ・ 内容をより具体化する必要がある事項
- ・ Q & Aなどを作成する必要がある事項 など

《検討項目》

Ⅲ 会計基準に関する具体的検討事項

1. 借入資本金
2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
3. 引当金
4. 繰延資産
5. たな卸資産の価額
6. 減損会計
7. リース取引に係る会計基準
8. セグメント情報の開示
9. キャッシュ・フロー計算書
10. 勘定科目等の見直し

Ⅳ 会計変更に伴う経過措置等

1. 移行期間等
2. 健全化判断比率等に関する措置及び経営改革の推進

Ⅴ 資本制度

Ⅵ 財務適用範囲等の拡大等

Ⅶ その他の検討事項

1. 地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例
2. その他